



平成26年10月28日  
総合政策局  
鉄道局

### 世界貿易機関（WTO）政府調達協定の対象からのJR本州3社の除外について

10月28日、欧州連合（EU）は、JR東日本、JR東海及びJR西日本（JR本州3社）を世界貿易機関（WTO）政府調達協定の対象から除外することに関する異議撤回をWTO政府調達委員会に通報し、これにより、同3社はWTO政府調達協定の対象から除外されましたので、お知らせするとともに、太田国土交通大臣の談話を発表いたします。

#### （参考）

2001年、日本は、JR本州3社（JR東日本、JR東海及びJR西日本）がJR会社法の適用除外となったことを受け、JR本州3社をWTO政府調達協定の対象から除外するための修正通報を行った。当初、EUのみならず、米国及びカナダも異議を申し立てていたが、両国は2006年までに順次異議を撤回したのに対し、EUのみ異議を継続していた。

お問い合わせ先： 国土交通省総合政策局  
国際政策課：木下、眞柄  
電話：03-5253-8111（内線 25753）  
03-5253-8312（夜間直通）  
03-5253-1561（Fax）  
国土交通省鉄道局  
国際課：鈴木、岡  
電話：03-5253-8111（内線 40233）  
03-5253-8527（夜間直通）  
03-5253-1635（Fax）